

# 令和5年度 れきしてらすの一年



新座市立歴史民俗資料館

## 例言・凡例

- 1 本書は「れきしてらすの一年」（以下「本書」という。）である。
- 2 埼玉県新座市教育委員会教育総務部歴史民俗資料館が管理する新座市立歴史民俗資料館（愛称：れきしてらす。以下「当館」という。）における業務及び市内文化財保護業務のうち、令和5年度に実施した事業をまとめた報告書である。
- 3 ふりがなは初出にのみ表示した。
- 4 年号については、和暦年（西暦）の表記としている。
- 5 図表の出典は、特に断りがない場合、新座市が所有・作成しているものである。二次利用を希望される場合は、個別に当館に問合せを行った上で、利用するものとする。

## 目次

1	組織・職員の体制等	1
(1)	組織	1
(2)	職員	1
(3)	所管施設の概要	1
(4)	令和5年度予算の概要	2
(5)	文化財保護審議委員会	3
2	利用状況の概要	4
(1)	歴史民俗資料館の開館日数・来館者数等	4
(2)	睡足軒の森の開館日数・来園者数・利用者数等	4
(3)	ウェブサイトの閲覧	5
3	事業内容	8
(1)	常設展示	8
(2)	特別展示	9
(3)	企画展示	13
(4)	講演会・イベント等	14
(5)	式典・記念日等	17
(6)	館内見学案内	17
(7)	睡足軒の森文化事業	18
(8)	出前講座	18
(9)	刊行物等	19
(10)	取材対応等	20
(11)	会場提供	21
4	資料収集・調査・研究	23
(1)	資料収集・寄贈	23
(2)	聞き取り調査	24
(3)	埋蔵文化財保護	24
5	レファレンス	26
(1)	資料の閲覧依頼	26
(2)	周知の埋蔵文化財包蔵地の照会	26
(3)	主な問合せ	26
6	おわりに	27
	参考資料 条例・規則	28
	新座市文化財保護条例	28
	新座市文化財保護審議委員の会議等に関する規則	30
	新座市立歴史民俗資料館条例	32
	新座市立歴史民俗資料館規則	33

## 1 組織・職員の体制等

### (1) 組織

令和4年度までは新座市教育委員会教育総務部生涯学習スポーツ課歴史民俗資料館（係相当）であったが、令和5年度から同部歴史民俗資料館（課相当）に組織改編された。

資料館の愛称は、令和4年度に公募を実施し、選考の結果「れきしてらす」となった。

### (2) 職員

令和5年度における当館職員の体制は下記のとおりである。

教育長 金子 廣志

教育総務部長 齋藤 寿美子

教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長 金子 啓一

同部 歴史民俗資料館長兼学芸員 川端 真実

同館 文化財係長兼学芸員 川畑 隼人

同係 主任兼学芸員 寺内 良夫

同係 主任兼学芸員 笹川 紗希

同係 主事兼学芸員 秋山 大海

同係 主事(補)兼学芸員 高橋 美希

同係 会計年度任用職員

斯波 治、鈴木 優、高橋 由夫、長坂 健二、

吉川 夏樹、涌井 猪久夫（五十音順）

### (3) 所管施設の概要

#### ① 歴史民俗資料館

保健センターとの複合施設として令和5年度に開館した。施設の延床面積1,357.97㎡のうち、共用部分を除く321.38㎡が当館所管である。

表1：当館所管施設の内訳

展示室	143.19㎡	研修室	42.24㎡
収蔵庫	42.66㎡	倉庫	14.84㎡
特別収蔵庫	22.20㎡	書庫	8.68㎡
作業室	21.35㎡	事務室	26.22㎡

② 睡足軒の森

所有者である平林寺から市に貸与されている施設である。

9,379㎡の園内は国指定天然記念物「平林寺境内林」の一角であり、武蔵野の雑木林を散策できる。松永安左エ門（耳庵）が移築した古民家「睡足軒」は国登録有形文化財であり、紅葉亭とともに日本の伝統文化体験の場として、市民団体に貸出しを行っている。

③ 埋蔵文化財整理・収蔵施設

市内で実施された発掘調査等により出土した遺物や記録図面等を、学校の余裕教室や物置等で保管し、報告書刊行に向けた整理作業を行っている。

(4) 令和5年度予算の概要

令和5年度の文化財保護業務・資料館業務に係る当初予算の合計は79,265千円であり、詳細については下表のとおりである。

表2：令和5年度予算の概要（単位：千円）

款	教育費				
	項	社会教育費			
		目	文化財保護費		
	大 事 業		文化財保護費		
			中 事 業	一般事務	2,743
				文化財保護審議委員会	189
				文化財調査	45,142
				文化財補助	294
				文化財保存活用	1,980
				睡足軒の森運営管理	4,911
小 計		55,259			
資料館費					
中 事 業	歴史民俗資料館運営管理	24,006			
小 計		24,006			
合 計		79,265			

【市予算における文化財関係予算の割合】（単位：千円）

- ・ 対：一般会計歳出 56,743,000 ≒ 0.1397%
- ・ 対：教育費 6,274,243 ≒ 1.263%

(5) 文化財保護審議委員会

教育委員会の諮問に応じ、文化財の専門的な事項を調査審議する機関として新座市文化財保護審議委員会を置いている。令和5年度は表3に掲げる議題について諮問した。

表3：令和5年度開催の文化財保護審議委員会

回	開催日	議題
1	令和5年 6月 29日	(1) 委員長及び委員長職務代理の選出について (2) 令和4年度文化財関係事業報告について
2	令和5年 8月 4日	(1) 野火止用水の整備について (2) 令和5年度文化財関係事業計画について (3) 指定候補文化財について (4) その他
3	令和5年 12月 14日	(1) 平林寺境内林の現状変更について (2) 指定候補文化財について (3) 諸報告 ア 新座市史掲載資料に関する所在確認の実施について イ 野火止用水の整備について (4) その他

【委員名簿】（敬称略・五十音順）

委員長：根岸茂夫

委員長職務代理：岩崎信丈

委員：本間暁、松竹寛山、宮瀧交二、柳正博

## 2 利用状況の概要

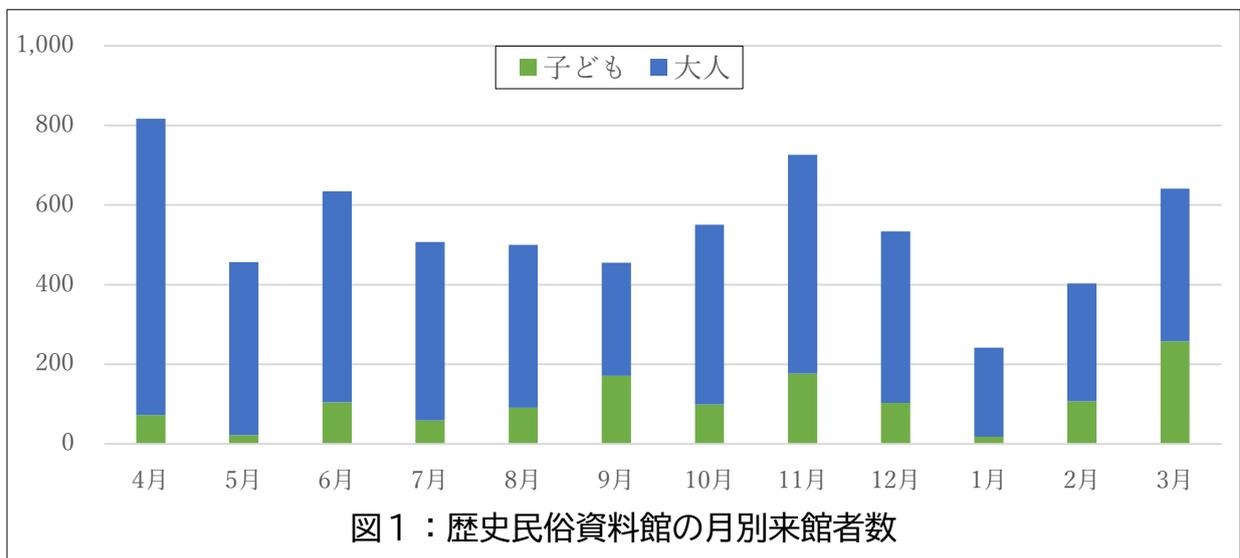
### (1) 歴史民俗資料館の開館日数・来館者数等

令和5年度は283日を開館し、計6,468人が来館した。当館は原則、月曜日を休館日、月末の平日を資料整理日としているが、11月27日及び30日は、紅葉期の来館者が見込まれたため、特別開館日として対応した。詳細については表4・図1のとおりである。

なお、来館者には保健センターのみの利用者や後述する出前講座の参加者、周知の埋蔵文化財包蔵地の照会等で来館された方々を含んでいない。

表4：歴史民俗資料館の開館日数・来園者数等

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
開館日	24	22	25	24	25	22	23	26	23	22	22	25	283
来館者	817	457	635	507	500	455	551	726	534	242	403	641	6468
日平均	34.0	20.8	25.4	21.1	20.0	20.7	24.0	27.9	23.2	11.0	18.3	25.6	22.9



\* 「子ども」は中学生以下。

### (2) 睡足軒の森の開館日数・来園者数・利用者数等

令和5年度は144日間開園し、計14,288人が来園した。睡足軒の森は原則、月曜日と水曜日を休園日としているが、夏季と冬季に休園期間を設け、一般貸出を休止した。詳細につい

ては表5・図2のとおりである。

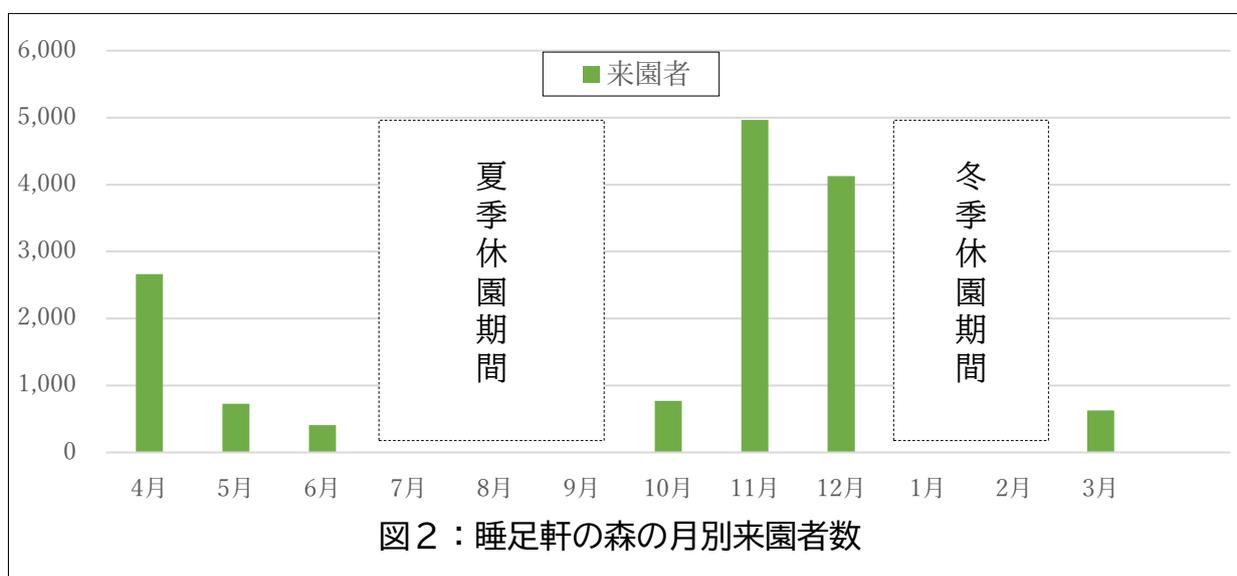
また、施設利用団体数は、睡足軒が47件（午前25件・午後22件）、紅葉亭が13件（午前9件・午後4件）であった<sup>1</sup>。平成14年11月の開園以来、延べ637,849人が来園している。

表5：睡足軒の森の開園日数・来園者数等

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
開園日	22	21	22	0	0	0	22	23	11	0	0	23	144
来園者	2663	725	407	0	0	0	770	4968	4129	0	0	626	14288
日平均	332.9	72.5	50.9	0	0	0	85.6	709.7	206.5	0	0	78.3	64.4
利用団体	1	3	10	0	0	0	7	6	1	2	4	10	44
利用人数	15	72	227	0	0	0	137	227	15	30	87	197	1007

\* 夏季休園期間：令和5年7月1日から9月30日まで

冬季休園期間：令和5年12月16日から令和6年2月29日まで



### (3) ウェブサイトの閲覧

新座市が運営するウェブサイトにおいて、当館が掲載している文化財関連記事の令和5年度の総閲覧数は、年間108,702件であった。詳細については表6・図3のとおりである。

<sup>1</sup> 貸出単位である「午前」「午後」をそれぞれ1回と計上している。睡足軒と紅葉亭を両方とも1日利用した場合は、4回となる。

4月はれきしてらすの開館と平林寺半僧坊大祭、7月は大和田氷川神社夏祭りに伴う大和田囃子やはだか神輿、11月は紅葉期に伴う平林寺や睡足軒の森の閲覧数が伸びていた。

また、令和4年度中の開館100日前にカウントダウンサイトを開設し、10日ごとに記事を更新して機運醸成を図った。

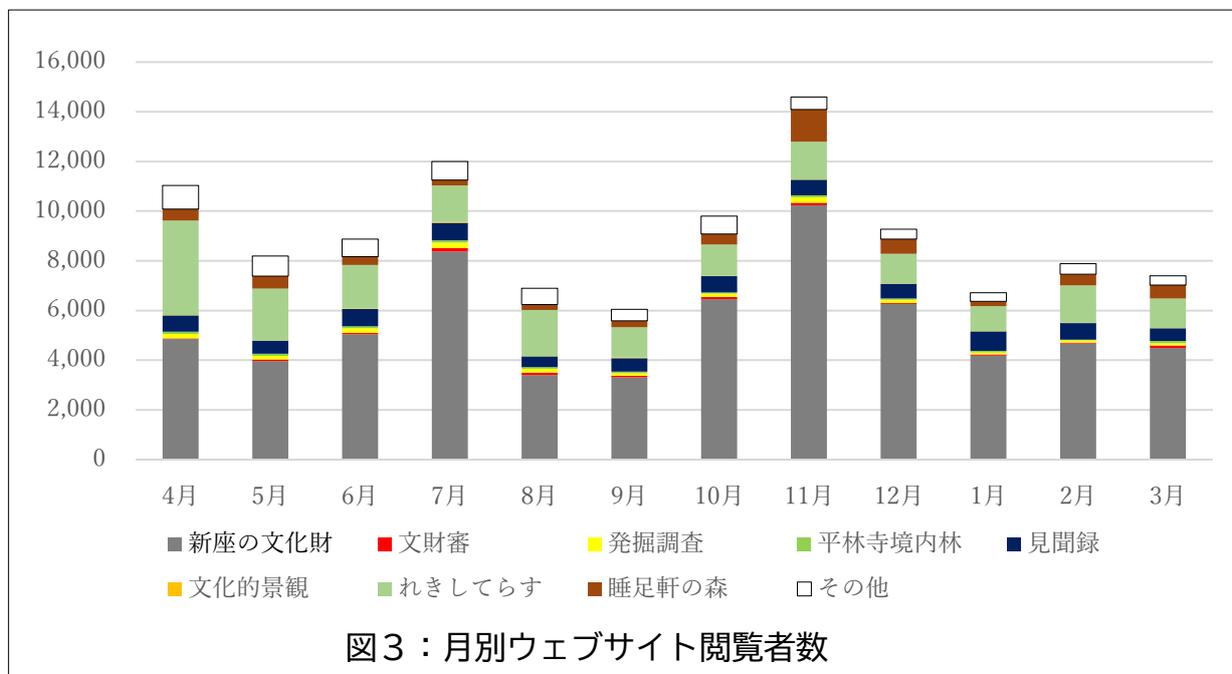


表6：当館が管理するウェブサイト閲覧数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
1	4848	3965	5047	8372	3398	3307	6455	10238	6273	4186	4670	4491	65250
2	26	68	56	145	101	67	95	107	27	48	37	99	876
3	179	141	190	221	163	107	127	209	128	74	99	98	1736
4	90	93	72	88	55	60	51	80	60	72	27	88	836
5	657	519	700	706	438	546	662	631	594	783	665	518	7419
6	12	10	17	43	8	15	7	7	4	6	10	1	140
7	3809	2090	1757	1458	1857	1223	1263	1525	1200	1012	1507	1188	19889
8	466	504	328	222	226	263	425	1301	583	194	441	545	5498
9	950	799	704	747	652	456	710	497	403	335	430	375	7058
計	11037	8189	8871	12002	6898	6044	9795	14595	9272	6710	7886	7403	108702

## 当館が管理するウェブサイト一覧

### 1. 新座の文化財を紹介します

2. 新座市文化財保護審議委員会
3. 遺跡発掘調査ニュース
4. 平林寺境内林の再生に向けて
5. にいぎ見聞録
6. 野火止用水文化的景観保存計画策定委員会
7. れきしてらす（新座市立歴史民俗資料館）
8. 新座市睡足軒の森にお越しく下さい
9. その他（れきしてらす通信、歴民だより等）

### 3 事業内容

#### (1) 常設展示

展示室内を7つのコーナーに分けて展示を行っている。また、展示室内に3か所、室外入口脇に1か所のデジタルサイネージを設置し、展示解説を行っている。さらに、事務所前の待合スペースにモニターを設置し、展示に関連する映像を上映している。

令和5年度における主な展示品は下記のとおりである。

- ・ 武蔵野台地の始まり：地形図、関東ローム層の写真
- ・ 原始：旧石器時代の石刃・細石器、縄文時代の土器・石器
- ・ 古代：弥生・古墳時代の土器・石器、奈良・平安時代の土師器・須恵器・鉄器・瓦
- ・ 中世：南北朝期の板石塔婆
- ・ 近世：新田開発史料、野火止用水古絵図
- ・ 近代：水車、民具、家電製品、白瀬轟中尉関連資料
- ・ 祭り：中野の獅子舞



図4：考古展示の様子



図5：民俗展示の様子

なお、令和5年度中に展示の変更を行った箇所は、下記のとおりである。

#### ① 掛け軸ケース

展示室の一角に、気密性のある展示ケースを追加した。後述の表7：特別展示一覧にある松平信綱「江戸幕府老中返札」、月岡雪鼎「伊勢物語 武蔵野」、松永耳庵賛「宝篋」は、当ケースで展示したものである。



図6：掛け軸ケース

② 押絵羽子板

埼玉県伝統工芸師（所沢人形）に認定されている長谷川人形店から、押絵羽子板1点が寄贈されたため、令和5年11月1日から令和6年2月28日まで、展示室において展示を行った。



図7：押絵羽子板

③ 考古資料のイラスト更新

考古資料を解説するデジタルサイネージにおいて、下記資料に関する作り方や使い方等のイラストの更新を行った。

旧石器時代：細石器、尖頭器、ナイフ形石器。縄文時代：土製耳飾り、石皿・磨石、石鏃、打製石斧、磨製石斧、竪穴住居。古代：柱状片刃石斧、鉄鍛冶（ふいごの羽口・金床石）、刀子、高床倉庫、礎石建物



図8：土製耳飾りのイラスト

④ 「新座ゆかりの人物」の追加

新座市にゆかりのある人物を紹介するデジタルサイネージにおいて、下記の8名を追加した（生年順）。

安松金右衛門、跡見花蹊、十文字こと、丹下ウメ、大河内正敏、並木伊三郎、速水御舟、手塚治虫

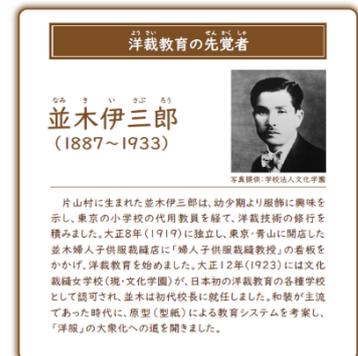


図9：並木伊三郎のサイネージ

(2) 特別展示

展示室の一角を期間限定の特別展示とし、アイランドケース等において、新座市に縁のある品々を時期ごとに計20点の展示を行った。展示に当たり、貴重な資料をお貸出しいただいた所有者の皆様へ、改めて感謝の意を表したい。

表7：特別展示一覧

写真	名称、所蔵者、展示期間、資料概要等
	<p>伊豆蝶紋御本茶碗（個人蔵）                      令和5年4月1日から6月29日まで                      松平信綱の家紋「伊豆蝶」が押された茶碗。小堀遠州を介して、信綱公が作らせたもの。</p>
	<p>川瀬巴水「野火止 平林寺」（平林寺蔵）                      令和5年4月1日から6月29日まで、11月14日から12月27日まで                      近代版画の巨匠が、昭和26年に平林寺の山門と境内の紅葉を描いたもの。</p>
	<p>松永耳庵筆「寿」字色紙（寄託）                      令和5年4月1日から6月29日まで                      署名・日付・落款によれば、耳庵が96歳（昭和45年）の元旦に書いたもの。</p>
	<p>三つ扇・五三桐紋鍔箱（平林寺蔵）                      令和5年4月1日から6月29日まで                      五三桐と三つ扇の紋が入った鍔箱。松平信綱の子孫で、三河国吉田藩松平家に嫁いだ奥方の婚礼調度と考えられる。</p>
	<p>地方凡例録（個人蔵）                      令和5年7月1日から27日まで、11月14日から12月27日まで                      寛政3年～6年に、高崎藩主・松平輝和の命令を受けた郡奉行・大石久敬によって記された、所領支配に関する手引書。</p>
	<p>三ッ扇小箆筒（平林寺蔵）                      令和5年7月29日から9月28日まで                      引出しが4段あり、持ち運びもしやすい小型の箱。黒漆地に金蒔絵で三ッ扇の紋がある。</p>

写真	名称、所蔵者、展示期間、資料概要等
	<p>伊豆守家鋏箱（寄託）                      令和5年7月1日から11月12日まで                      黒漆地に金蒔絵で伊豆蝶と三つ扇の家紋があり、松平信綱の子孫が使用したと考えられる。</p>
	<p>茶杓 銘「山雲」（個人蔵）                      令和5年7月1日から11月12日まで                      平林寺の第21世・大休峯尾宗悦により、昭和14年に妙心寺・徳雲院において削られ、「山雲」の銘が付けられた。</p>
	<p>平林寺好薄器（個人蔵）                      令和5年7月1日から11月12日まで                      平林寺境内の松材で作られた薄茶器。蓋表には三つ扇、蓋裏には平林寺第22世敬山白水宗恭が「山」の文字を意匠化した花押がある。</p>
	<p>鋳銅製伊豆蝶紋花瓶（個人蔵）                      令和5年7月1日から11月12日まで                      伊豆蝶紋が付された方形の花瓶。三河吉田藩に仕えた鋳物師「西村治太 ■ 中尾重右エ門鋳之」の銘がある。</p>
	<p>松平信綱「江戸幕府老中返札」（個人蔵）                      令和5年7月1日から11月30日まで                      八朔（八月一日）の進物に対するお礼状。老中を務めていた信綱公の花押がある。</p>
	<p>掛盤膳（平林寺蔵）                      令和5年9月28日から12月27日まで                      黒漆地に竹等のおめでたい意匠が金蒔絵で施される。猫足膳とともに配膳されたのだろう。</p>
	<p>猫足膳（平林寺蔵）                      令和5年11月14日から12月27日まで                      黒漆地に竹等のおめでたい意匠が金蒔絵で施される。掛盤膳とともに配膳されたのだろう。</p>

写真	名称、所蔵者、展示期間、資料概要等
	<p>国定教科書（当館蔵）                      令和5年11月14日から令和6年3月28日まで                      野火止用水の開削に関する記事や、年中行事に関する内容を時期に合わせて展示した。</p>
	<p>月岡雪鼎「伊勢物語 武蔵野」（個人蔵）                      令和5年12月1日から27日まで、令和6年2月14日から3月28日まで                      『伊勢物語』第12段「武蔵野」を題材に、茅原に身を潜める男女と追手が描かれる。</p>
	<p>伊豆蝶・三ッ扇紋茶器（個人蔵）                      令和6年1月4日から3月28日まで                      黒漆地に金蒔絵で伊豆蝶と三ッ扇の家紋があり、松平信綱の子孫が使用したと考えられる。</p>
	<p>三ッ扇紋蒔絵香箱（個人蔵）                      令和6年1月4日から3月28日まで                      黒漆地に金蒔絵で伊豆蝶と三ッ扇の家紋があり、松平信綱の子孫が使用したと考えられる。</p>
	<p>稲葉能登守宛返札（個人蔵）                      令和6年1月4日から2月10日まで                      西本願寺・良如光円による八朔の献上品を、将軍が満足に受け取った旨を、老中・松平乗寿と松平信綱が連名で伝えたもの。</p>
	<p>松永耳庵 賛「宝笹」（個人蔵）                      令和6年1月4日から2月10日まで                      縁起の良い小槌が描かれた軸に、耳庵が賛を寄せたもの。</p>
	<p>小倉遊亀「紅梅図」（平林寺蔵）                      令和6年2月14日から3月28日まで                      遊亀が平林寺から持ち帰った梅を挿し木し、成長して咲いた花を描き、平林寺に贈ったもの。</p>

(3) 企画展示

令和5年度は研修室を活用して全6回の企画展示を開催した。

表8：企画展示一覧

<p>武蔵野線50周年</p> 	<p>期間：令和5年4月1日から6月30日まで                  場所：研修室                  概要：武蔵野線開業前の市内の様子や工事中の写真、現在の駅の様子を写真パネルで展示した。また、国土地理院提供の航空写真を活用し、年代ごとに交通インフラと住宅地開発等の変化を動画で解説した。来場者に武蔵野線の思い出を記入してもらうため、付せん と貼付け用紙を用意した。</p> 
<p>大和田氷川神社夏祭りダイジェスト映像上映</p> 	<p>期間：令和5年8月29日から9月30日まで                  場所：研修室                  概要：毎年7月下旬の金曜日・土曜日の夜に披露される市無形文化財「大和田囃子」と市無形民俗文化財「大和田氷川神社はだか神輿」をより多くの市民に知ってもらうため、祭りの記録映像を上映した。</p> 
<p>新座の健康</p> 	<p>期間：令和5年10月3日から22日まで                  場所：研修室                  概要：保健センターが開催する「健康まつり」に合わせて、過去の市広報に掲載された記事の中から、当時の健康法や衛生意識に関するものを抜粋し、パネルで展示した。</p>

「未来に残したい野火止用水の風景」展



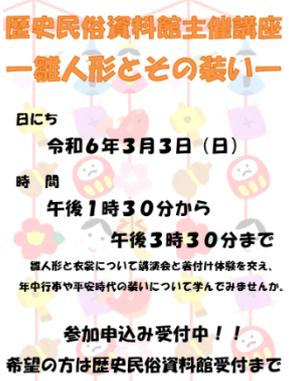
期間：令和5年10月28日から12月17日まで

場所：研修室

概要：野火止用水と平林寺が織り成す文化的景観の保護啓発のため、市内小学生が描いた風景画を、3期に分けて展示した。また、来場者に市内の好きな風景を紹介してもらうため、付せんと貼付け用の白函を用意した。



雛飾り



期間：令和6年2月14日から3月10日まで

場所：研修室

概要：当館所蔵の雛人形を展示した。本企画展に合わせて、月岡雪鼎「伊勢物語 武蔵野」の展示、講座「雛人形とその装い」を開催した。



関東大震災から100年



期間：令和6年3月12日から28日まで

場所：研修室

概要：令和5年9月1日に関東大震災の発生から100年を迎えたことを記念し、当時の被災状況を伝える資料や聞き取り証言、現在のハザードマップや防災グッズ等、災害に関する展示を行った。



(4) 講演会・イベント等

令和5年度は研修室や会議室を活用した講演会と、展示室でのギャラリートーク、体験講座、光庭（中庭）を活用した迷路とクイズのイベント等を合わせて全8回開催した。

表9：講演会・イベント等一覧

<p>武蔵野線ギャラリートーク</p> <p>講師：当館学芸員</p> <p>日時：令和5年6月15日 午後2時から3時まで</p> <p>参加者：6名</p> <p>概要：開業前後の武蔵野線の写真を解説しながら話題を提供すると、当時を知る参加者からも思い出話が寄せられ、貴重な証言が得られた。</p>	
<p>講演会「古文書から見る野火止用水」</p> <p>講師：根岸茂夫（國學院大學名誉教授）</p> <p>日時：令和5年7月22日 午後1時30分から3時30分まで</p> <p>参加者：24名</p> <p>概要：当館最初の講演会として、市の象徴である野火止用水に関する講座を開催した。市内に伝わる古文書に記された文言から、開削当時の村々の姿が蘇った。</p>	
<p>自由研究相談会</p>	
<p>講師：当館学芸員</p> <p>日時：令和5年8月4日から6日まで</p> <p>参加者：小学生を含む家族1組</p> <p>概要：小学生の夏休みの自由研究を念頭に、自由な発想の課題に対して、資料の紹介や調べ方を答えた。対応した児童は、自分の学区を超えて、気になるものを地図に書き込む作品を制作した。</p>	
<p>展示室スケッチ</p>	
<p>日時：令和5年8月（小学校夏休み期間）</p> <p>参加者：12名</p> <p>概要：夏休みに当館を訪れる小学生等を対象に、画板等を提供して展示物をスケッチすることで、資料を詳しく観察することを促した。</p>	 <p>中野獅子舞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>めとくちとはながおおきいよ！ おおきくかいてみよう！</li> <li>はねがいっぱいあるけど、ぜんぶおなじいろかな？</li> <li>みみもあるよ！ わすれないでね！</li> </ul> <p>ほかにも、「かきかたがわからない」「こつをしりたい」というときは、しよくいんのひとにきいてみよう！</p>

### 常設展示ギャラリートーク

講師：宮瀧交二（大東文化大学教授）、当館学芸員

日時：令和5年8月19日 午前10時30分から正午まで

参加者：12名

概要：展示室において、常設の考古資料等を見ながら、参加者との対話形式で解説を行った。和やかな雰囲気の中、参加者は気軽に質問を投げかけていた。



### 埼玉県民の日

講師：当館学芸員・職員

日時：令和5年11月14日

参加者：54名

概要：埼玉県民の日に合わせ、光庭にダンボールで迷路を設置した。迷路内では埼玉県に関するクイズを出題し、回答者に記念シールを配付した。



### 正月飾りを作ろう

講師：当館学芸員

日時：令和5年12月22日から27日まで

参加者：11名

概要：市指定無形文化財「中野の獅子舞」の獅子頭をモチーフに、ペーパークラフトで獅子舞を作成し、色を塗って持ち帰った。26・27日は、様々な正月飾りに込められた願い・祈りに関する解説を行った。



### 講座「雛人形とその装い」

講師：田中潤（学習院大学史料館研究員）

日時：令和6年3月3日 午後1時30分から3時30分まで

参加者：23名

概要：雛人形と平安時代の公家の装束を比較しながら、普段あまり馴染みのない和装の歴史を解説した。参加者も講師が持参した狩衣等を実際に着用することができ、貴重な体験の場となった。



(5) 式典・記念日等

令和5年度は、供用開始に先立って実施した開所式、開館日数の累積に合わせた記念シールの配布等を全3回実施した。

表10：式典・記念日等一覧

保健センター・歴史民俗資料館複合施設開所式	
	令和5年3月30日 4月1日の供用開始に先立ち、議員、関係機関委員、工事関係者、周辺住民等を招いて、開所式を開催した後、展示室等の内覧会を行った。
開館100日記念	
	令和5年8月5日 開館日数が100日を迎えたことを記念して、限定デザインのシールを作成し、来館者に配布した。
開館200日記念	
	令和5年12月9日 開館日数が200日を迎えたことを記念して、限定デザインのシールと、市の文化財にちなんだデザインの亚克力キーホルダーを作成し、来館者に配布した。

(6) 館内見学案内

市内小学校や市外行政機関等から、資料館の展示案内や行政視察の依頼があり、計13件・738名に対応した。

(凡例：実施日、団体名、人数)

- ・ 令和5年4月28日、清瀬市郷土博物館、3名
- ・ 令和5年5月16日、埼玉県副市長会（平林寺境内林・睡足軒の森の案内も含む）、副市長27名・事務局5名
- ・ 令和5年5月26日、和光市生涯学習課文化財保護担当、3名
- ・ 令和5年6月22日、栗原小学校3年生、68名
- ・ 令和5年6月28日、新座市商工会女性部、11名
- ・ 令和5年7月21日、新入教員研修、31名

- ・ 令和5年9月26日、東北小学校3年生、145名
- ・ 令和5年11月17日、朝霞市博物館、3名
- ・ 令和5年11月28日、陣屋小学校2年生、73名
- ・ 令和5年12月17日、第19回川でつながる発表会、58名
- ・ 令和6年2月13日、片山小学校3年生、91名
- ・ 令和6年3月1日、第四小学校4年生、102名
- ・ 令和6年3月5日・7日、野寺小学校4年生、118名

#### (7) 睡足軒の森文化事業

園内開放や施設貸出の他に、当館が主催となって下記の事業を開催した。令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い事業を中止し、4年度は市民呈茶を1回のみ開催していた。

(凡例：年月日、事業名、講師等、人数、会場)

- ・ 令和5年6月11日、市民呈茶、新座市茶道連盟・裏千家、67名、睡足軒
- ・ 令和6年3月10日、市民呈茶、新座市茶道連盟・裏千家、74名、睡足軒

#### (8) 出前講座

市民からの依頼に応じ、職員を館外に派遣して歴史や文化財に関する講座を実施した。本年度は計10回（うち1回は荒天中止）・276名の参加者があった。出前講座の参加者は歴史民俗資料館の「来館者」には含まれていない。

(凡例：年月日、講座名、団体名、人数、会場)

- ・ 令和5年4月5日、「地域の魅力と新座の歴史」、新規採用職員研修、48名、新座市役所・野火止用水沿い
- ・ 令和5年5月13日、「新座の歴史を学ぶ～石仏や旧跡から辿る古道～」、15名、中央公民館
- ・ 令和5年5月14日、「西堀・新堀地区の歴史」、新堀シルバー懇親会、40名、新堀ふれあいの家
- ・ 令和5年6月2日、「菅沢地区を歩く」、西堀・新堀コミュニティセンター（荒天中止）
- ・ 令和5年6月25日、「野火止用水保存活用計画が目指すもの」、あかねこくらぶ、16名、西分集会所

- ・ 令和5年7月5日、「野火止用水保存活用計画が目指すもの」、川爺、28名、西分集会所
- ・ 令和5年8月9日、「大和田周辺の歴史・文化・生活」、きたに地域福祉協議会、18名、新座ふれあいの家
- ・ 令和5年9月10日、「新堀地区の歴史」、新堀福祉協議会、56名、西堀・新堀コミュニティセンター
- ・ 令和5年11月10日、「歴史散歩～旧西堀村界限を歩く～」、15名、西堀・新堀コミュニティセンター
- ・ 令和5年11月19日、「西堀・新堀地区の歴史2」、新堀シルバー懇親会、40名、新座ふれあいの家

## (9) 刊行物等

### ① 書籍

- ・ 『陣屋遺跡第2地点発掘調査報告書』新座市埋蔵文化財報告第50集
- ・ 『新開遺跡第13地点発掘調査報告書』新座市埋蔵文化財報告第51集
- ・ 『新座市内遺跡27 新座市内遺跡確認調査報告書』新座市埋蔵文化財報告第52集

### ② れきしてらす通信

施設の移転に合わせ、これまで発行していた『歴民だより』に替わる定期刊行物として『れきしてらす通信』を創刊し、3か月に一度発行した。

(凡例：通算号数、発行日、主な記事の内容)

- ・ 第1号、令和5年7月発行、開館報告
- ・ 第2号、令和5年11月発行、雑木林
- ・ 第3号、令和6年1月発行、お正月

\* 上記とは別に、毎月発行の「広報にいざ」において、「れきしてらす通信 mini」を毎月掲載した。

### ③ リーフレット

- ・ 文化財散策ガイド1「大和田宿をあるく」を更新
- ・ 文化財散策ガイド3「黒目の里をあるく」を更新

### ④ 説明板

市内各所に設置している文化財説明板のうち、2基の改修を

行った。

- ・ 県指定史跡野火止用水説明板

場所：野火止四丁目・野火止公園内

内容：埼玉県文化財保存事業費補助金を活用し、経年劣化していた野火止用水の説明板を撤去し、内容を改めて新設した。

- ・ 市指定無形文化財武州里神楽説明板

場所：野火止七丁目地内

内容：板面の一部が変形・剥離していた武州里神楽の説明板に対し、板面の交換を行った。

#### ⑤ 横断幕

歴史民俗資料館の事業を周知するため、横断幕を作成し、平林寺大門通りに面するフェンスに設置した。



図10：横断幕のデザイン

#### (10) 取材対応等

##### ① 映像メディア

- ・ ジェイコム「ジモト応援！つながる News～板橋・北・練馬・新座・和光～」、令和5年4月12日
- ・ 立教大学新座キャンパスPR動画
- ・ 埼玉トヨタ自動車株式会社「Let`s Go Drive 埼玉県 平林寺」(会員向けコンテンツ)
- ・ ジェイコム「ジモトトピックス(板橋・北・練馬・新座・和光)」、令和6年3月9日～15日

##### ② 音声メディア

- ・ 775 Lively FM、「おしえてゾウキリン」、令和5年5月15日
- ・ 775 Lively FM、「775 ライブリーモーニング」、令和5年6月16日
- ・ 775 Lively FM、「おしえてゾウキリン」、令和6年2月12日

③ 書籍等

- ・埼玉県文化財保護協会「新座市教育委員会」『埼玉の文化財』第64号、令和6年
- ・『広報にいぎ』令和5年8月号表紙・特集
- ・『にいぎ市議会だより』No.225 表紙
- ・西部圏域協議体『西部圏域お散歩マップ』
- ・須田勉・高橋一夫(編)、『渡来・帰化・建郡と古代日本 新羅人と高麗人』、令和5年5月、高志書院
- ・ニュータイムス社『スマイルよみうり 朝霞・志木・和光・新座』令和5年6月号(第290号)
- ・ニュータイムス社『スマイルよみうり 朝霞・志木・和光・新座』令和5年8月号(第292号)
- ・ニュータイムス社『スマイルよみうり 朝霞・志木・和光・新座』令和5年12月号(第296号)
- ・埼玉県新座市シルバー人材センター会報『ゆうゆう通信』第117号
- ・新座市シティプロモーション課『ウォーキングガイド』
- ・新座市シティプロモーション課『“すぐそこ新座”まちあるきマップ』
- ・モリノブユキ「ふらっと歴史探訪 No.428 平林寺周辺」『週刊ポスト』2023年6月30日・7月7日号
- ・中野光将「柳瀬川流域の集落」『古代集落の構造と変遷4 第27回古代官衙・集落研究集会』古代官衙・集落研究集会
- ・『土建にいぎ』第633号、埼玉土建一般労働組合新座支部
- ・新河岸川流域川づくり連絡会「第19回川でつながる発表会」『新河岸川流域しんぶん里川』vol.103
- ・岩井聖吾「武蔵野台地における縄文時代晩期後葉遺跡と浮線文土器群」『縄文社会の探求—高橋龍三郎先生古稀記念論集一』、令和6年1月、六一書房

(11) 会場提供

会議等の開催場所として、全4件の利用に対応した。新たな公共施設であることから、施設・展示見学を含めた研修会の開催場所としての要望が多かった。なお、当館で対応したものは

教育関係の利用に限られ、保健センターで対応したものは含まれていない。

(凡例：会議名称等、貸出日、会場、人数)

- ・ 小学校副読本改定委員会、令和5年7月13日、研修室、7名
- ・ 埼玉県博物館連絡協議会前期研修、令和5年8月31日、会議室、50名
- ・ 第19回川でつながる発表会、令和5年12月17日、会議室、60名
- ・ 埼玉県博物館連絡協議会南部地域見学会、令和6年3月6日、研修室、20名

## 4 資料収集・調査・研究

### (1) 資料収集・寄贈

7件の資料を寄贈していただいた。貴重な資料を今日まで保管してきた旧所有者の皆様に改めて感謝の意を表したい。

表11：寄贈資料一覧

平林寺第22世 白水敬山老師のハガキ	
	「埼玉県大和田町野火止 平林寺専門道場 白水敬山」から「岐阜県恵那郡苗木町 庄武志花子」に宛てられたハガキである。大和田郵便局の昭和22年1月9日の消印が捺されている。
水車の外輪（水輪）	
	
かつて市内の野火止用水沿いには、少なくとも20か所の水車が掛けられ、脱穀・製粉・伸銅等が行われており、電気や化石燃料が普及するまでは工場の動力源の主役であった。その水車の外輪（水輪）の一部が市内旧家に保存されており、水車の直径が5m以上であったと推定できる資料として受け入れた。	
旧片山村地図	
	大正11年11月に製図された縮尺3千分の1の「埼玉県北足立郡片山村」である。折り畳んで使用・保管されていたため傷みはあるが、旧片山村時代の地番・道路・河川・水路等を読み取ることができる資料である。
大和田町の団扇	
	旧大和田町の夏祭りにおいて、主催者から配布されたと考えられる団扇14点である。団扇は使い捨てられてしまうような日用品であるが、本資料は保存状態も良く、様々なデザインに時代の流行が反映されている。

<p>袴</p>		<p>丸に三つ柏の家紋が入った袴一式である。資料の来歴は定かではないが、江戸時代の下級武士や村名主等が正装として着用したものであろう。</p>
<p>並木三之家文書ほか</p>		
	<p>新座市史編さん時に目録に掲載された貴重な古文書であるが、所有者の代替わり等により、保管が難しくなったことから、資料として受け入れた。また、明治期の学校の卒業証書や柄鏡等も併せて御寄贈いただいた。</p>	
<p>西堀念仏講用具</p>		
	<p>昭和期まで葬儀は自宅で執り行われるのが一般的で、近所の人々がお互いに手伝うのが常識であり、葬儀に用いる数珠や鉦、観音菩薩の掛軸、床取りの装束等も持ち回りで管理された。だが、土葬から火葬へと変わり、葬儀場での通夜・告別式が増え、葬儀の在り方が変化していく中で、亡き人を送る葬儀文化を伝える資料として受け入れた。</p>	

## (2) 聞き取り調査

### ① N氏（片山地区、女性、大正12年生）

関東大震災の伝承、速水御舟の逗留、片山・堀ノ内地区での生活の変遷等について伺った。

### ② N氏（野寺地区、女性、大正12年生）

関東大震災の伝承やその他の風水害、野寺地区での生活の変遷等について伺った。

## (3) 埋蔵文化財保護

### ① 試掘・確認調査

周知の埋蔵文化財包蔵地において実施される開発行為等に伴い、埋蔵文化財の所在の有無を確認するための試掘調査や、工事立会等を行った。

- ・ 試掘調査：21件（国庫・県費補助事業）
  - ・ 機械協力による試掘調査：2件
  - ・ 工事立会：35件
  - ・ 野火止用水八軒廻し堀跡確認調査
- ② 発掘調査・整理作業等

大和田二・三丁目地区土地区画整理事業に伴い実施した発掘調査のうち、第13・14・15地点出土遺物の整理を進めた。また、報告書を刊行した第1～10地点出土資料の一部を、当館常設展示において公開している。

## 5 レファレンス

### (1) 資料の閲覧依頼

- ・ 佐藤善信家文書
- ・ 大和田カミ遺跡第5地点出土の縄文土器等
- ・ 「野火止用水文化財調査団 植物編」
- ・ 大和田カミ遺跡の概要

### (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の照会

令和4年度までは市役所第二庁舎の生涯学習スポーツ課で照会を受けており、庁内各課を回る事業者が窓口を多く訪ねていた。令和5年度の組織改編及び当館の移転に伴い、市役所との間に距離が生まれたため、電話による照会が急激に増えた。

窓口： 535件／38%（1,795件／87%）

電話： 875件／62%（263件／13%）

計：1,410件（2,058件）

\*（）内は令和4年度の参考数値

### (3) 主な問合せ

- ・ 野火止用水
- ・ 頭戸稲荷の位置
- ・ 東武東上線の貨物列車
- ・ 古民家等の茅材の入手先
- ・ くらやみ祭（府中市・大國魂神社）と野火止の花火師

## 6 おわりに

令和5年4月1日のリニューアルオープン以降、多くの皆様にれきしてらすにご来館いただき、誠にありがとうございます。

この1年間、試行錯誤を繰り返しながら、様々な事業を実施してまいりました。まずは一人でも多くの方に「れきしてらす」を知っていただくことが大切ですので、情報発信も積極的に行いました。

また、新施設での取組として、季節ごとに貴重な美術品をお借りして展示することができました。これも所蔵者の皆様の御理解と御協力があったことです。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

今後、当館が新座市の歴史や民俗、文化の魅力を発信する拠点となるためには、職員一同、地道な資料の収集・保存、調査研究が必要であることをより一層強く感じております。そして、令和5年度事業の成果を検証しながら、皆様にますます楽しんでいただける事業を企画立案し、実施してまいります。変わらぬご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

新座市立歴史民俗資料館長 川端 真実

### 令和5年度事業の様子



## 参考資料 条例・規則

### 新座市文化財保護条例

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第182条第2項の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財及び埼玉県文化財保護条例(昭和30年埼玉県条例第46号)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で新座市の区域内にあるものを保存し、かつ、その活用を図りもって市民の文化的向上に資するとともに我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(平17条例32・一部改正)

##### (文化財の定義)

第2条 この条例で「文化財」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 有形文化財(建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。))並びに考古資料及びその他の学芸上価値の高い歴史資料をいう。)
- (2) 無形文化財(演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。)
- (3) 民俗文化財(衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。)
- (4) 記念物(貝づか、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異の自然現象の生じている土地を含む。))で、我が国にとって学術上価値の高いものをいう。)
- (5) 文化的景観(地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものをいう。)

(平17条例32・一部改正)

##### (市民所有者等の心構)

第3条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は文化財が貴重な国民的所産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともにできるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 新座市教育委員会(以下「教育委員会」という。))はこの条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

##### (諮問及び調査機関)

第4条 市の区域内に所在する文化財の調査保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ文化財を調査し、重要事項を審議答申し、且つこれらの事項に関し必要と認める事項を建議する為文化財保護審議委員を置く。

第5条 文化財保護審議委員の会議その他の必要な事項は、別に教育委員会規則でこれを定める。

#### 第2章 市指定の文化財

##### (指定)

第6条 教育委員会は市の区域内にある文化財のうち、重要なものを市指定有形文化財、市指定無形文化財、市指定民俗文化財、市指定史跡、市指定名勝、市指定天然記念物及び市指定文化的景観(以下「市指定文化財」と総称する。)に指定することができる。

2 第1項の指定をするには教育委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権限に基づく占有者の同意を得なければならない。但し、所有者又は権限に基づく占有者が判明しない場合を除く。

3 無形文化財の指定に当っては、その文化財の保持者又は保持団体の認定をしなければならない。

4 第1項及び第3項の指定及び認定をするには、教育委員会はあらかじめ文化財保護審議委員の同意を得なければならない。

5 第1項の規定による指定は、その旨を公告するとともに、当該市指定文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

6 第1項の規定による指定をしたとき又は第3項の規定による認定をしたときは、教育委員会は当該市指定文化財の所有者、保持者若しくは保持団体に指定書又は認定書を交付しなければならない。

(平17条例32・一部改正)

(解除)

第7条 市指定文化財が、市の区域内に所在しなくなつたとき又は市指定文化財としての価値を失つたとき、その他特殊な事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の解除には、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

3 市指定文化財が県又は国の指定をうけたときは、当該指定の日から市の指定はその効力を失うものとする。

4 市指定文化財の指定の解除の通知を受けたときは、所有者は速やかに市指定文化財の指定書(保持者又は保持団体にあつては、認定書)を教育委員会に返付しなければならない。

(平17条例32・一部改正)

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第8条 市指定の文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い指定文化財を管理しなければならない。

2 市指定の文化財の所有者は、特別の事情があるときは他の適当な者に之を管理させることができる。この場合にあつては、当該所有者はすみやかに教育委員会にその旨を書面で届け出なければならない。

3 教育委員会は指定文化財について所有者が判明しない場合又は所有者による管理が困難、若しくは不相当と認められる場合は所有者の同意を得て適当な管理団体を指定し、又は自ら管理団体となつて之を管理することができる。

4 管理団体が行う管理に要する費用は、管理団体の負担とする。

(所有者等の変更)

第9条 市指定文化財の所有者又は管理者若しくは管理団体(以下「所有者等」という。)が変更したとき、又は名称、住所等を変更したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(平17条例32・一部改正)

(管理又は管理費の補助)

第10条 市指定文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合、その他特別の事情がある場合には市はその経費の一部に充てるため予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会はその補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(平 17 条例 32・一部改正)

(現状変更の制限)

第 11 条 市指定文化財の所有者等が当該市指定文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合においてその許可の条件として同項の現状変更に関し必要な指示をすることができる。

(平 17 条例 32・一部改正)

(修理の届出)

第 12 条 市指定文化財を修理しようとするときは、所有者等はあらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の修理について教育委員会は技術的な指導と助言とを与えることができる。

(平 17 条例 32・一部改正)

(公開)

第 13 条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対して教育委員会の行う公開の用に供するため市指定文化財の出品を勧告することができる。

(平 17 条例 32・一部改正)

(調査及び報告)

第 14 条 教育委員会は必要があると認めるときは、市指定文化財の所有者等に対しその文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

2 教育委員会は必要があると認めるときは、所有者等又は権原に基づく占有者の同意を得てその文化財を調査することができる。

(平 17 条例 32・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

文化財附 則(平成 17 年条例第 32 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

## 新座市文化財保護審議委員の会議等に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、新座市文化財保護審議委員(以下「審議委員」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審議委員及び審議委員会)

第 2 条 審議委員の定数は、7 人以内とする。

2 前項の審議委員をもつて審議委員会(以下「委員会」という。)を組織する。

3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時調査委員を置くことができる。臨時調査委員は、新座市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の推薦により新座市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(平 17 教委規則 3・令元教委規則 1・一部改正)

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、かつ、これらの事項に関し必要と認める事項を建議する。

- (1) 有形文化財に関すること。
- (2) 無形文化財に関すること。
- (3) 民俗文化財に関すること。
- (4) 記念物に関すること。

- (5) 文化的景観に関すること。
- (6) 文化財の指定及び解除に関すること。
- (7) 市指定文化財の修理復旧並びに滅失及びき損の防止に関すること。
- (8) 市指定文化財の現状の変更の許可及び環境保存のため必要な施設の勧告に関すること。
- (9) 文化財の買取りに関すること。
- (10) 文化財の出品公開に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項

(平 17 教委規則 3・一部改正)

(委嘱)

第 4 条 審議委員は、文化財に関し高い識見を有する者のうちから教育長の推薦により教育委員会が委嘱する。

(平 17 教委規則 3・一部改正)

(任期)

第 5 条 審議委員の任期は 2 年とする。ただし、再任することができる。

2 審議委員に欠員を生じたときは、これを補充することができる。

3 補充された審議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 17 教委規則 3・一部改正)

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、審議委員の互選により定める。

2 委員会は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときにその職務を代理する審議委員をあらかじめ定めておかななければならない。

(平 17 教委規則 3・一部改正)

(会議)

第 7 条 委員会は、教育委員会が招集する。

2 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 審議委員が必要であると認めた場合は、会議を教育委員会に求めることができる。

(平 17 教委規則 3・一部改正)

(報酬等)

第 8 条 審議委員には報酬を支給する。

2 審議委員が会議に出席し、職務のため出張したときはその費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の支給方法は、新座市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 53 年新座市条例第 14 号)の規定を適用する。

(平 17 教委規則 3・一部改正)

(研修)

第 9 条 審議委員は、文化財の保護活用の推進員としての研修に努めなければならない。

(平 17 教委規則 3・一部改正)

附 則

この規則は、昭和 39 年 6 月 25 日から適用する。

附 則(平成 17 年教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 新座市立歴史民俗資料館条例

(設置)

第1条 新座市の歴史、民俗、考古に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保存、調査及び研究を行うとともに、これらの活用を図り、市民の郷土愛と文化の向上に寄与するため、新座市立歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新座市立歴史民俗資料館	新座市野火止二丁目9番37号

(令5条例14・一部改正)

(業務)

第3条 資料館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 資料の調査及び研究に関すること。
- (3) 資料の展示及び利用に関すること。
- (4) 資料についての専門的な知識の啓もう普及に関すること。
- (5) その他資料館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(管理)

第4条 資料館は、新座市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(休館日)

第5条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(文化の日を除く。)
- (2) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同条に規定する国民の祝日でない日)
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 資料館資料整理日(月の末日。ただし、月の末日が前3号に規定する日に当たるときは、その前日)

(平5条例18・平19条例43・一部改正)

(利用時間)

第6条 資料館の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の資料館の利用を制限することができる。

- (1) 資料館の施設、設備及び資料を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) その他資料館の管理上支障があると認められるとき。

(平5条例18・一部改正)

(損害賠償)

第8条 資料館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、資料館の施設、設備及び資料を損傷し、又は滅失した場合は、これを修理し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(職員)

第9条 資料館に、館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和56年11月1日から施行する。
- 2 新座市立郷土資料館条例(昭和53年条例第26号)は、廃止する。

附 則(平成5年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第14号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 新座市立歴史民俗資料館規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新座市立歴史民俗資料館条例(昭和56年条例第25号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、新座市立歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資料の利用及び許可)

第2条 資料館の資料(以下「資料」という。)は、学術上の研究のため、利用することができる。

2 資料を利用しようとする者は、資料利用申請書を館長に提出し、許可を受けなければならない。

3 館長は、前項の許可をしたときは、資料利用許可書を交付するものとする。ただし、必要があるときは、条件を付することができる。

(昭62教委規則3・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第3条 館長は、資料の利用の許可を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、利用の条件を変更し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 利用許可の申請に偽りがあつたとき。

(2) 条例又はこの規則に違反したとき。

(3) 関係職員の指示に従わなかつたとき。

(遵守事項)

第4条 資料館の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備及び資料を汚損し、又は損傷しないこと。

(2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。

(3) 許可を受けずに資料の模写又は撮影をしないこと。

(4) 館内の秩序を乱さないこと。

(5) その他、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(資料の寄贈及び寄託)

第5条 資料館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

(職員)

第6条 資料館に、館長その他必要な職員を置く。ただし、必要に応じて副館長、係長及び学芸員を置くことができる。

(昭62教委規則3・全改、平16教委規則4・令5教委規則3・一部改正)

(職務)

第7条 館長は、上司の命を受け、資料館の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長を助け、資料館の事務を調整し、職員の担任する事務を監督する。

3 係長は、上司の命を受け、係の事務又は館長が定める事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

4 学芸員は、上司の命を受け、資料館の専門的事務に従事する。

(昭 62 教委規則 3・令 5 教委規則 3・一部改正)

(係の設置及び事務分掌)

第 8 条 資料館に文化財係を置き、その事務分掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 資料の調査及び研究に関すること。
- (3) 資料の展示及び利用に関すること。
- (4) 講演会、講習会及び研究会に関すること。
- (5) 資料に関する解説書、目録、図録及び研究報告の刊行に関すること。
- (6) 他の資料館、博物館、図書館、学校その他の関係機関又は団体との協力に関すること。
- (7) 所管に係る公印の使用及び管理に関すること。
- (8) 施設、設備の保安全管理に関すること。
- (9) 文化財保護・保存に関すること。
- (10) 埋蔵文化財保護・保存に関すること。
- (11) 文化財保護思想の普及活動に関すること。
- (12) 文化財保護審議委員に関すること。
- (13) 館内の庶務に関すること。

(昭 58 教委規則 5・昭 62 教委規則 3・令 5 教委規則 3・一部改正)

(館長の専決事項)

第 9 条 館長が専決できる事項は、新座市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程(平成元年新座市教育委員会教育長訓令第 1 号)別表第 1 に定める課長の専決事項のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 資料の利用許可に関すること。
- (3) 資料の借用に関すること。
- (4) 資料の寄贈及び寄託の受理、貸出しに関すること。
- (5) 資料の選定及び廃棄処分に関すること。
- (6) 資料の展示に関すること。
- (7) 資料館の器材、備品の管理に関すること。
- (8) 資料館の事業の実施に関すること。
- (9) 関係機関及び団体との連絡に関すること。

(昭 62 教委規則 3・平 16 教委規則 4・令 5 教委規則 3・一部改正)

(代決)

第 10 条 館長が不在のときは、副館長を置く場合にあつては副館長が、副館長を置かない場合にあつては係長がその事案を代決することができる。

(令 5 教委規則 3・追加)

(代決の報告)

第 11 条 前条の規定により代決した場合は、代決した事案について、事後速やかに館長に報告しなければならない。

(令 5 教委規則 3・追加)

(代決の制限)

第 12 条 第 10 条の規定に基づき代決できる事案は、あらかじめその処理について、特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ず至急に処理しなければならない事案に関するものであつて、次の各号のいずれかに該当する場合は、同条の規定にかかわらず、代決することができない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。

- (3) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) 事案について、特に館長が了知しておく必要があると認められるとき。  
(令5教委規則3・追加)

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、様式の作成その他の必要な事項は、教育長が別に定める。

(昭58教委規則5・旧第11条繰上、昭62教委規則3・一部改正、令5教委規則3・旧第10条繰下)

附 則

この規則は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則(昭和58年教委規則第5号)

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則(昭和60年教委規則第3号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年教委規則第3号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成16年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年教委規則第3号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

< 令和6年度の主な事業（予定） >

- ・ 春季：平林寺半僧坊大祭関連展示、甲冑着用体験、新座の鉄道（駅の周年記念展）、講演会「駅弁の掛け紙から学ぶ埼玉の歴史」
- ・ 夏季：夏休み小学生向け事業、講演会（講師調整中）
- ・ 秋季：「未来に残したい野火止用水の風景」展、（仮称）武蔵野展
- ・ 冬季：普光明寺と大和田展
- ・ 通年：季節にちなんだ展示
- ・ 「にいぎマップ」（統合型GIS）での文化財情報の公開

書 名：令和5年度 れきしてらすの一年

編集・発行：新座市教育委員会 教育総務部

歴史民俗資料館

発行日：令和6年5月31日

\* 本書に掲載された図版・写真等の無断転載を禁じます。

新座市立歴史民俗資料館（愛称：れきしてらす）

住所：〒352-0011

埼玉県新座市野火止二丁目9番37号

電話：048-481-0177